

平成 27 年 第 4 回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 96 号

平成 27 年第 4 回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 11 月 25 日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成 27 年 12 月 7 日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成 27 年第 4 回まんのう町議会定例会会議録（第 1 号）

平成 27 年 12 月 7 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開会

出席議員 15 名

1 番 竹 林 昌 秀	2 番 川 西 米希子
3 番 田 岡 秀 俊	4 番 合 田 正 夫
5 番 三 好 郁 雄	6 番 白 川 正 樹
7 番 白 川 年 男	8 番 白 川 皆 男
9 番 大 西 樹	10 番 藤 田 昌 大
11 番 松 下 一 美	12 番 三 好 勝 利
13 番 大 西 豊	14 番 川 原 茂 行
15 番 関 洋 三	

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

10 番 藤 田 昌 大	11 番 松 下 一 美
--------------	--------------

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 青 野 進 議 会 事 務 局 課 長 補 佐 常 包 英 希

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋一博	税務課長	脇隆博
住民生活課長	森末史博	福祉保険課長	川田正広
会計管理者	仁木正樹	健康増進課長	見間照史
建設土地改良課長	池田勝正	産業経済課長	高橋守
琴南支所長	雨霧弘	仲南支所長	和泉博美
学校教育課長	尾崎裕昭	社会教育課長	長森正志
水道課長	天米賢吾	地籍調査課長	山内直樹

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成27年第4回12月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

クリスマスソングが流れ、師走の声を聞くと、何やら慌ただしいきょうこのごろでございますが、1年のたつのは早いもので、ことしもあと一月足らずとなりました。

今回、議会に上程させていただいておりますのは、議案19件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○関洋三議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案19件を受理いたしました。

次に、組合議会関係について、平成27年9月29日、平成27年第2回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、認定第1号 平成26年度仲多度南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定についての審議がされております。

平成27年11月24日、平成27年第3回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、認定第1号 平成26年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ほか1件の審議がされております。

次に研修関係ですが、平成２７年１０月２７日から２９日、教育民生常任委員会研修で新潟県燕市、ヘキサスロンを通じての子供の体力・運動能力の向上について、新潟県糸魚川市、結婚支援各種事業についての研修を行いました。

平成２７年１１月２日、香川県自治会館において、平成２７年度香川県町議会議員研修会が開催され、地方創生について、全国町村議会議長会企画調整部参事、松浦貞治さんより、地方創生 地域に経済性をもたらす個性の明確化と地域デザイン、食環境ジャーナリスト、食総合プロデューサー、金丸弘美先生より講演がありました。

次に、平成２７年１１月４日から６日まで、建設経済常任委員会研修で長野県白馬村、農業の６次産業化の先進事例等、千葉県君津市、獣肉処理加工施設の設置と運営についての研修を行いました。

次に、平成２７年１１月４日から６日、総務常任委員会研修で長野県木島平村、地域おこし協力隊について、長野県下諏訪町、災害時の議会对応についての研修を行いました。

次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より、平成２７年６月分から９月分までの一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査の報告が参っております。

以上で、議会報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第１ 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第１、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告をお願いします。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会の１２月定例会運営に関する報告を申し上げます。

１２月２日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、１２月定例会運営について慎重に審議しました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第１号について御説明を申し上げます。

日程第１ 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第２ 会議録署名議員の指名

日程第３ 会期の決定 本日より１２月１８日の１２日間といたします。

日程第４ 町政報告

日程第５ 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第６ 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第７ 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第８ ＰＦＩ問題対策特別委員会の委員長報告 ＰＦＩ問題対策特別委員長

日程第９ 政策充実特別委員会の委員長報告 政策充実特別委員長

日程第10 議案第1号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について 総務常任委員会付託

日程第11 議案第2号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第12 議案第3号 まんのう町税条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第13 議案第4号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の制定について 教育民生常任委員会付託

日程第14 議案第5号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の制定について 教育民生常任委員会付託

日程第15 議案第6号 まんのう町立学校条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第16 議案第7号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第17 議案第8号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第18 議案第9号 まんのう町保育所条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第19 議案第10号 まんのう町認定こども園条例の一部改正について 教育民生常任委員会付託

日程第20 議案第11号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について 教育民生常任委員会付託

日程第21 議案第12号 新町建設計画の一部変更について 即決でお願いします。

日程第22 議案第13号 まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について 政策充実特別委員会付託

日程第23 議案第14号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号 予算決算特別委員会付託

日程第24 議案第15号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第2号 予算決算特別委員会付託

日程第25 議案第16号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号 予算決算特別委員会付託

日程第26 議案第17号 平成27年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第1号 予算決算特別委員会付託

日程第27 議案第18号 平成27年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号 予算決算特別委員会付託

日程第28 議案第19号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第1号 予算決算特別委員会付託

一般質問は、１２月８日、９日の本会議にて行います。

以上の日程で意見の一致を見、午後０時２０分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

質問者、１０番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 議運の委員長にちょっとお尋ねします。この議案の内容を見ていきますと、ちょっと最後の議案第１７号から、１８号、１９号の予算決算特別委員会に付託ということになってますけども、中身を見ますと、本会議で即決してもええんでないかというような内容と僕は見立てたんです。そういった意味で、そういった議論はなかったのか。わざわざ特別委員会へ付託してするような中身ではないんでないかなと、僕は見て思いましたんで、委員会の中でそういう議論があったかなかったか、そしてわざわざ付託するに至った理由をちょっと教えていただきたいと思います。以上です。

○関洋三議長 答弁、議会運営委員長。

○白川正樹議会運営委員長 議案第１７号、１８号、１９号ですけれども、付託にするか即決かという議論はありまして、それで全員一致で付託ということになりました。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、１０番、藤田昌大君、１１番、松下一美君を指名いたします。

日程第３ 会期の決定

○関洋三議長 日程第３、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から１２月１８日までの１２日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、会期は１２日間と決しました。

日程第４ 町政報告

○関洋三議長 日程第４、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 議員各位におかれましても、日ごろより住民福祉の向上に日夜お力添えを賜っておりますこと、改めてここにお礼を申し上げる所存でございます。

それでは、9月定例議会で御報告いたしました以降の主な町政報告を申し上げます。

まず、教育民生関係でございます。

昨年度に引き続き、消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金と子育て世帯特例給付金を支給しました。臨時福祉給付金は3,230人、1,938万円、子育て世帯特例給付金は2,328人、698万4,000円を支給いたしました。

敬老事業は、敬老会あり方検討委員会の答申を受け、町内全地区で統一して声かけ重点型の事業を実施し、地区実行委員会等により対象となる高齢者宅を訪問し、3,748人に対し長寿を祝うとともに、記念品をお渡しいたしました。

次に、ことしもインフルエンザの予防接種及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業をこの10月1日から開始いたしました。対象者は65歳以上の高齢者等で、周知は広報、行政放送を活用してお知らせしています。個人負担は1,000円のみとなっていますので、多くの対象者の皆様に御利用いただき、早期の風邪予防に努めていただければと思います。

次に、昨年度から定住促進の重点施策として実施いたしております子育て支援ボランティア事業、別名つどいのひろばひまわりは着実に利用者がふえており、1日当たり30人を超えての乳幼児と保護者が御利用いただいているところであります。

このことから、改めて事業内容の拡充を図ることで若いお母さんたちの心のよりどころとしての子育てよろず相談所となれることに期待をしているところでございます。

そして、今後も子育て支援ボランティアの養成を随時進めることで、子育て支援充実の町まんのうを前面に押し出し、他自治体との優位性を積極的に周知してまいります。

次に、9月1日に開園した仲南こども園において、10月3日、初めての運動会が開催されました。多くの御父兄が見守る中、園児たちが広い運動場を笑顔で歓声を上げながら駆け回るさまは、大変ほほ笑ましいところでございました。

この仲南こども園は、来年度から本町における幼稚園教育と保育事業の全施設がこども園に再編されることの試金石となることから、県下でも全施設対象は初めてでありますので、教育委員会としても全力を挙げて取り組んでいただいているところであります。

そのような中、住民の中にはまだよく制度がわからないと言われる方もおられますので、簡単に御説明いたしますと、こども園とは教育、保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方のよさをあわせ持つ施設となることで、子供たちの教育、保育、子育てを総合的にサポートすることができ、子供が認定こども園に通っていないなくても、子育て相談や親子の集いの場を保護者に提供することが可能となるものでありますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、県下で初となる早期支援教育センターたむを仲南北幼稚園跡に10月26日に開所いたしました。これは子供本位の教育体制の充実を図ることとして、発達上の困難のあ

る子を早期に発見し、適切な支援を行い、その改善を図るために保育・教育関係職員及び保護者に対して相談支援を行うことを目的といたしております。利用者の対象者は乳幼児から中学生を担当する支援者と保護者とするものであり、既に学校関係者からは大きな期待をいただいているところでございます。

次に、大川山山頂のまんのう天文台がオープンして2年目の夏が経過した状況を御報告いたします。

マスコミ等を活用した広報活動により、町内だけでなく県下の天体ファンから多くの申し込みや問い合わせをいただき、8月には観測室利用者が223人と、昨年比4倍となったところでございます。そして、10月30日に利用者が1,000名に達成したことから、認定書と記念品を贈呈したところでございます。

天文台はどうしても天候に左右されるところであります。皆様の身近にあるまんのう天文台で、はるかなる宇宙の神秘を御自身の目でぜひ一度体験していただければ幸いです。

御心配をかけております満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業で整備した施設の品質問題に係る報告であります。

9月定例議会の会期中の9月13日に開催されました第5回PFI事業問題第三者検討委員会、また、10月20日に開催された第三者委員会品質部会において、品質問題に関する修補工事の完了状況が確認され、11月4日に第三者委員会より品質問題解決に関する報告書が提出されたところでございます。

報告書の内容につきましては、さきのPFI問題対策特別委員会、また全員協議会において、議員の皆様方に御説明をいたしましたとおり、今回発生しました品質問題については収束をすることとなるが、PFI事業者においては、事業契約の終了まで継続して責任を負うこととなること、また、本町に対しては、今後のPFI事業者の業務に対する適切なモニタリングを継続して行うことが求められました。

私といたしましては、この報告書にて求められたことを真摯に受けとめ、満濃中学校の生徒、体育館、図書館を利用される町民の皆様が快適なサービスを受けることができるように、PFI事業者と協力をしながら本事業を進めてまいり所存でございます。

品質問題の解決に関しましては、議員の皆様方の御了承をいただきましたが、今後は、今回の問題が発生した原因と再発防止策の検討及び残された諸課題の解決について本年度中に速やかに対応をし、本来のPFI事業の目的でもある官民連携によって住民の皆様によりよいサービスが提供できるよう取り組んでまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

次に、建設経済関係でございます。

10月24日にかりん祭りの前夜祭として第23回太鼓台かきくらべが土器川祓川運動公園で例年のように開催され、勇ましく華麗な太鼓台の競演に、訪れた見物客からは、見事に差し上げられた太鼓台に惜しめない拍手が送られておりました。

翌日の25日は第30回かりん祭りが国営讃岐まんのう公園ドラ夢ドームで催され、あわせて、今回、初めての試みとして全町挙げての文化祭も公園施設を活用させていただき、快晴の中、昨年と同等の約9,000人程度の来場者で終日にぎわったところでございます。

次に、商工振興関係では、今年の5月1日から地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業として、20%のプレミアムつき商品券を2億1,000万円相当発行いたしました。これは地域における消費喚起に直接効果がある事業に的を絞る観点から、原則として主に個人に対する直接の給付事業を対象とするものであります。ただし、速効性を求めていることから、利用期限がこの12月31日までとなっており、未利用券の払い戻しはできませんので、お忘れのないように御確認をお願い申し上げます。

また、本町の観光協会でありますまんのうツーリズム協会主催の秋のミュージックフェスティバルが、9月12日に国営讃岐まんのう公園ドラ夢ドームで開催されました。昨年の月見の会とは趣を変え、物まね芸人によるプロの演出に多くの来場者が楽しんでおられました。

(大西樹議員退席 午前9時58分)

次に、農業振興では、皆様の関心が高いTPP（環太平洋パートナーシップ）協定の大筋合意が、賛否入りまじった大きな不安の中、10月5日なされました。これを受けて、農林水産省は米や果物など農産物への影響をまとめ、多くの品目で影響は限定的だとしながらも、一部は長期的に価格が下落する可能性もあるとしています。このため、農林水産省では、品種改良や農業施設の整備などの安定供給のための対策のほか、輸入品に対する競争力の強化などが必要としています。

また、TPPは例外のない関税撤廃を原則とするとともに、幅広い分野にわたって規制・制度の変更を求められる極めて自由化度の高い包括的協定でございます。そのため、関税撤廃による農林水産業への打撃により、地域経済・社会や国の食料自給率に大きな影響が及ぶだけでなく、医療、食の安全・安心などにかかわる仕組み、制度が変更を余儀なくされることから、私たちの生活が大きく変わる可能性があると考えております。

そして、FTAと呼ばれる2国間の自由貿易協定などによくある例外項目は原則認めず、全ての品目に対する関税を撤廃することで、より高い水準の自由化を促進するとともに、非関税分野のルールの一掃を図ることが狙いとなっております。

このことから、本町の特に主要産業である農業施策については、国・県の動向をしっかりと見きわめ、情報収集が非常に重要となることから、今以上に慎重なかじ取りを行わなければならないと肝の銘じているところでございます。

次に、総務関係でございます。

(大西樹議員着席 午前10時01分)

地方創生につきましては、2014年9月に発足した第2次安倍改造内閣が掲げる重点政策の一つで、地方の人口減少に歯どめをかけ、首都圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための取り組みを目指すとし、同年末に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略では、地方における安定雇

用の創出を重要視する観点から、地方への本社機能移転を促すための税制措置や、外国企業の誘致に意欲的な地方公共団体の支援などの政策が盛り込まれ、地方への新しい人の流れをつくる若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるといったしております。

本町といたしましても、国が全国の自治体に年度内の策定を求めている地方創生の総合戦略について、10月末までの策定を条件に地方創生の上乗せ交付金を申請できる制度があるため、有識者会議の御意見をいただき、その後、政策充実委員会において御説明をさせていただいたように、先般、提出をいたしましたところでございます。詳細は町ホームページに掲載しておりますので、御一読いただければと思います。

また、これら定住促進施策の一環といたしまして、今年度から実施いたしております若者住宅取得補助制度でございますが、10月末現在で34件の申請受け付けを行っており、既に予算枠を超えたことから、今議会において補正予算を上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、町内の交通死亡事故発生状況では、昨年、2名の方が残念ながら亡くなられたところですが、きょう現在のところ、昨年7月24日以降、交通死亡事故ゼロを保った状態でございます。何かと慌ただしくなる年末までの1カ月足らずではありますが、住民一丸となり、悲惨な交通死亡事故をゼロでこしを乗り越え、さらなる新しい年もゼロ継続への弾みをつけるべく注意喚起を積極的に行いながら、各種交通安全推進団体と連携して頑張っている所存でありますので、交通安全担当課に積極的な青パト運行も含めて啓発強化を指示したところであります。

以上で、9月定例議会で御報告申し上げた以降の町政の一端を御報告申し上げます。

なお、お手元に各課からの町政報告書を御配付いたしておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

○関洋三議長 町政報告を終わります。

〔「発言の中に御父兄という言葉があったんで、できたら保護者にしてほしいなということとです。どうですか、それは、議長。」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 後で。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○関洋三議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 おはようございます。それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行いたいと思います。

去る10月5日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、学校教育課長の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

町長挨拶の後、高篠小学校大規模改修状況の現地視察を行い、第1委員会室に戻り、学校教育課、ほかより報告を受けました。

まず、総務課建築技師より、大規模改修の現場検査と打ち合わせ及び指摘事項とその処置についての説明がありました。

委員より、処置前と処置後の対比写真はないのかとの指摘があり、執行部より、現場の進行が速く、間に合わなかった。確認はしているとの答弁がありました。

また、委員より、先ほどの現場視察で議員が指摘したところはどうするのかとの質疑があり、執行部より、床のへこみ部分は張りかえる。配線穴は化粧プレートで処置するなど指導するとの答弁がありました。

ほかにも、雨どい部分の鳥の巣の処理、記念樹等の枝及び根の処理など、工事外で気になる場所の処置について質疑、意見がありましたが、執行部より、現場を確認し、検討したいとの答弁がありました。

次に、福祉保険課長より、行政処分取消等請求訴訟について、原告より放棄の申し出が裁判所のほうにあったとの報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、正午に委員会を閉会いたしました。

引き続きまして、去る11月19日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員3人、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査について、その他であります。

町長挨拶の後、各課より報告を受けました。

まず、琴南支所より、内科・歯科両診療所の平成27年度4月から10月の診療状況について、内科は対前年度比で診療報酬99.6%、延べ人数90.8%となっている。歯科は対前年度比で診療件数157.7%、延べ人数177.9%となっているとの報告がありました。

委員より、歯科の場合、町外の訪問診療も行っているとのことだが、純粹に町内の診療だけの比較ではどうなのかとの質疑があり、執行部より、町内のみでは若干ふえている状況であるとの答弁がありました。

また、委員より、内科で9月の数値が落ちたのはどうしてなのかとの質疑があり、執行部より、医師が産休に入ったことが影響していると考えられる。来週あたりに復帰予定であるとの答弁がありました。

委員より、内科・歯科とも、造田、美合両診療所の統合検討の件はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、統合するとなると足の確保を考えなければならない。来年28年度は今までどおり2カ所で行う予定である。来年度、琴南支所内に内科・歯科両診療所の施設をつくり、29年度より1カ所に統合したいと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、子供たちの歯科指導を積極的にやってもらいたい。1カ所にする場合、デマンドタクシーの活用を図るべきであるなどの意見がありました。

次に、住民生活課より、行事報告、本年10月末現在の住基人口1万9,397人、うち65歳以上が6,590人であり、高齢化率33.97%となっており、着実に高齢化が進行していること、環境では、6月から9月で可燃ごみの週2回収集を行った結果、全体で5%ほどの収集量の増加となったこと、野犬・猫の保護件数が昨年よりふえていること、資源ごみの収集実績、補助器具補助金は現在6件で4万4,000円となっていることなどの報告、また、来年度の可燃ごみの週2回収集については、今年度同様、6月から9月で行う予定であること、ごみ減量化のため4Rの推進を行っていくこと、資源化されないプラスチックは来年度から燃やせるごみとして収集する予定であり、資源ごみ収集表の改定をすることなどの説明がありました。

委員より、資源ごみの補助器具（ネットスタンド）は町で一括購入し、各自治会に配ればどうか。申請は見積書等も必要で面倒であるとの質疑があり、執行部より、各自治会によって数もタイプも違う。全て町負担は難しい。行政サービスと住民負担のバランスを考えていく必要があるとの答弁がありました。

また、委員より、可燃ごみの週2回収集について、5月から10月という話もあったがとの質疑があり、執行部より、検討はしていたが、来年度については、今年度同様、6月から9月で行いたいとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、各種行事・事業報告、母子手帳等の交付状況、かんたんフィットネス、温泉送迎バス、子育て支援つどいのひろば、ヘルパーのそれぞれ利用状況、高齢者肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ接種状況、子供インフルエンザ接種状況などの報告、健康講演会の開催について、まんのう町がん検診及び健康診査実施要綱の変更について、医療機関が来年度から胃カメラ検診の料金を上げるなどの要因により、従来、人間ドックの自己負担金は一律1万円で行っているが、来年度より、胃カメラ希望者については1万2,000円に変更したい旨の説明がありました。

委員より、人間ドックの胃カメラでの受診が28年度から自己負担1万2,000円とのことだが、29年度にはもう一度見直すのかとの質疑があり、執行部より、国の胃がん検診の指針の変更、29年4月に消費税が10%になることを踏まえ、29年度にもう一度自己負担額を変更することになるとの答弁がありました。

また、委員より、県内ほかの自治体の動向はどうかとの質疑があり、執行部より、他の県内市町の場合、既に幾らかの自己負担がある。まんのう町の場合は今まで無料であったため、受診率は県内一、二位であった。今回、2,000円の自己負担増をお願いしても、ほかよりは低料金であるとの答弁がありました。

委員より、12月11日の健康講演会、体操について質疑があり、執行部より、ロコモティブシンドロームの話と、高齢者向けの軽微な体操を行う予定であるとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、臨時福祉給付金、子育て世帯特例給付金の支給状況、障害者自立支援給付に関する行政訴訟は原告より請求の放棄書が提出され終結したこと、福祉医療の状況、国保・後期高齢者医療の状況、金婚式・金婚証書授与には対象者20組のうち7組の参加があったこと、介護保険の状況、社会福祉協議会の活動状況などについての報告、説明がありました。

委員より、生活保護、障害者年金について社協はかかわるのかとの質疑があり、執行部より、社協が直接かかわることはないとの答弁がありました。

また、委員より、臨時福祉給付金の支給率が72.7%というのは低くはないかとの質疑があり、執行部より、昨年と比べ支給額が減っていることと、昨年とは違い、未申告者にも申請書を送付し、対象者に含めているせいではないかと思われるとの答弁がありました。

また、委員より、子ども医療費現物化について質疑があり、執行部より、琴平町、多度津町と足並みをそろえ、また、重度心身障害者給付などともあわせ、来年度8月から実施の予定であるとの答弁がありました。

委員より、国保の広域化が平成30年からとのことだが、現在、自治体ごとに保険料に差がある。広域化によって、まんのう町の場合、どのような影響があると思われるかとの質疑があり、執行部より、市町によっては基金を取り崩したり、法定外の繰り入れで保険料を低く抑えているところもある。まんのう町の場合、現在、保険料は平均並みであり、法定外の繰り入れもない。今の状況で広域化になった場合、所得、資産の状況にもよるが、ほかより保険料は低くなると予想しているとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、各種行事報告、9月20日の琴南地区運動会では500人ほどで人文字を行ったこと、10月26日に早期発達支援教育センターたむの開所式を行ったこと、平成28年度認定こども園移行に伴う保護者説明会を各地区で行ったことなどの報告、こども園移行に伴う条例の改正案、早期支援教育センター開設に伴う条例案を12月定例議会に上程予定であること、四条小学校、満濃南小学校の放課後児童クラブの施設について、先日の新聞紙上でまんのう町の待機児童1名となっていたのは、高松の施設の空きを待っている方であり、実質町内には待機児童はいないこと、仲南こども園内子育て支援センターキラキラには10組の親子が参加していること、四条小学校6年生がリズムダンス全国大会に出場すること、長炭幼保施設の屋根の補修を検討していることなどの報告、説明がありました。

委員より、四条小学校、満濃南小学校の放課後児童クラブ施設の建設予定について質疑があり、四条小学校の場合は、来年度、校舎棟の大規模改修を予定しており、駐車場の確保が必要なため、その後になる。満濃南小学校は場所、建築確認の検討中であり、12月以降に設計に入る予定である。場所は満濃南小学校敷地内で検討しているとの答弁がありました。

また、委員より、早期支援教育センターたむの所長の雇用形態について質疑があり、執

行部より、所長は町の臨時職員であるとの答弁がありました。

次に、社会教育課より、各種行事報告、町立図書館、スポーツセンターまんのう、まんのう天文台の利用状況の報告、まんのう天文台では10月30日に利用者1,000人を達成したこと、子ども未来夢基金活用事業ではヘキサスロンの取り組み状況、科学部門で11月27日に寺門先生による講演会を予定していること、琴南高齢者学級では11月28日に南ファミリー劇団の公演を行うこと、12月13日の図書館まつりの予定、本年度成人式は平成28年1月10日に行う予定で、対象者が229人であることなどの報告、説明がありました。

委員より、文化祭、各公民館まつりの日程、運営について質疑があり、執行部より、こしの町文化祭は国営まんのう公園で行い、1,139人の来場者があった。各地区文化祭、公民館祭りは毎年重なるが、日程、運営等については各公民館運営審議委員会に任せており、そちらのほうで決めている。反省会も各地区で行っている。町文化祭の反省会は12月16日に予定しているとの答弁がありました。

また、委員より、地区の祭りなどに文化振興として補助はできないのかとの質疑があり、執行部より、行政として補助金等を出すのは、今の時代、なじまないと考えているとの答弁がありました。

委員より、ヘキサスロンの成果の検証について質疑があり、執行部より、短期的に成果が得られるものではなく、中長期的視野に立って推進していく必要があると考えている。年度ごとに継続的にその成果を把握、検証し、取り組みの改善を図っていきたい。ミズノにも実績報告をお願いしているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後3時25分に委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

次の日程に入る前に休憩をとります。議場の時計で10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時40分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る１１月２４日、委員全員出席し午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、執行部より副町長、総務課長、所管課長出席のもと建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、現地調査のため、町道馬方２号線水道管更新工事現場、本谷川河川災害復旧現場、前山地区太陽光発電事業施設建設現場、町道中熊線道路災害復旧現場、琴南総合センターで猿用捕獲箱、風の丘地区急傾斜地崩壊防止工事現場、長尾地区県営中山間総合整備事業現場をそれぞれ視察いたしました。

その後、第１委員会室に戻り、所管課より事務報告がありました。

まず、地籍調査課より、本年度の炭所西地区の調査実施状況や、今年度末で満濃地区の調査は面積割りで５９％完了する見込みであるとの報告がありました。

次に、産業経済課より、農業委員会関係では、定例会の実施状況報告、農地中間管理事業で農地の借り受け希望は５２経営体、約１２７ヘクタール、貸し付け希望は１１３戸、３９０筆、約３５ヘクタールで、マッチング状況は３５０筆、約３２ヘクタールとなったこと、農林振興関係では、鳥獣被害防止対策協議会やＴＰＰ協定に関する四国ブロック説明会、特定農業組合総会、集落活動支援事業で塩入地区、中熊地区で猿の捕獲について説明会を行ったことの行事報告があり、また、商工観光関係では、かりんまつり等の行事開催報告や、プレミアム商品券の換金累計額が１１月１９日現在で１億９，３４５万円で、約８割が換金されたとの報告などがありました。

委員より、有害鳥獣の及ぼす農地被害や対策について農業委員会で議題としたことはないのかとの質疑があり、執行部より、議題として取り上げたことはないとの答弁でありました。

また、委員より、次回のプレミアム商品券の販売予定について質疑があり、執行部より、現時点では未定であるとの答弁でありました。

また、委員より、プレミアム商品券を利用できる店舗が新しく追加されているが、住民向けに告知放送等を利用して周知を行っているのかとの質疑があり、執行部より、商工会や町のホームページや広報紙には掲載しているが、告知放送は行っていないとの答弁があり、委員より、まだ新しい情報を知らない住民もあり、さまざまな手段で平等に情報提供を行っていくよう意見がありました。

また、委員より、東京国際フォーラムで開催された町イチ村イチ出店で出品された特産品について質疑があり、執行部より、生食用のイチジクとカリンの化粧水が出されたとの答弁がありました。

委員からは、町の特産品を何にするのかを考え、また、町にある豊かな自然や住環境を

都市圏にPRしていく必要があるとの意見があり、執行部より、積極的に町の情報を内外に発信していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、かりん亭の売り上げが依然低迷していることから、地域おこし協力隊による活動や、広く一般の方々の解決策を募集し、経営の改善を図ってはどうかとの意見があり、執行部より、かりん亭は町の情報発信の場であり、存在自体に意義があると考えていること、また民業圧迫につながることを懸念されることから、経営面では赤字とまらない範囲でロケーションのよさを生かしてかりん亭の価値を高めていきたいとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業、林道・公共土木事業の工事進捗状況、主なため池の貯水状況、下水道の接続件数、農業集落排水事業使用料調定等についての報告がありました。

委員より、ため池の有効貯水量について、実数に近い表示のほう望ましいとの意見があり、執行部より、堤の改修等により貯水量が変わっている池もあり、台帳を精査していきたいとの答弁がありました。

また、委員より、地元から要望のあった工事の件数や理由等の一覧を資料として提出してもらいたいとの意見がありました。

次に、水道課より、水質は原水・浄水ともに安定した管理が行えているが、満濃池原水で5月から7月にかけて基準値以内でカビ臭が発生し、現在は終息していること、今回、地蔵前ダムの水位が少雨のため低下し、木瀬池から受水したことや、大雨時には相当量の濁水が流入しており、原水保全のため同様の措置をとっていること、四条浄水場系の有収率を改善するため、メーター側の給水管の漏水調査を行う予定であること、野口浄水場系で山脇の流量計にふぐあいがあり、取りかえを行い、全体的にも有収率改善の成果が得られているなどの報告がありました。

また、水道広域化問題については、11月9日に幹事会、11月19日に首長協議会が開催され、昨年取りまとめられた経年施設更新基本計画では莫大な事業費となるため、実施可能で水道料金の高騰につながらない現実的な計画に変更し、かつ、独自で整備計画案をつくっている各水道事業者の案を取り入れることを決定し、まんのう町の独自計画案も全て採用されたとの報告と、スケジュール的には、平成29年9月議会の場で広域水道企業団への参加の有無、企業団の設立協議について最終判断をしてもらうことになるとの説明がありました。

委員より、地蔵前ダムの水質浄化能力が低下していることについて質疑があり、執行部より、しゅんせつと浄化設備の改良をする必要があり、来年度以降で行いたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、広域水道企業団に加入した場合、不用な浄水場の撤去費用はどかが負担するのかなどの質疑があり、執行部より、未定であるが、設立10年後の本来の企業団になってから取り壊すほうが得策だと思ふとの答弁がありました。

また、委員より、自己水源で賄えるまんのう町が広域化に参加するためには、町民が納得できる条件でなければいけないのではないか、との意見があり、執行部より、広域化に参加する条件として、議会より強く要望のあった企業団発足後も県水の導入をせず、自己水源で運営していくこと、計画的な事業計画を策定し、料金高騰を避けることについても県や関係機関全てので了承は得たこと、工事の契約・発注方法、水道料金の徴収方法等については、これから考えていくことになるとの答弁があり、委員より、渇水時など本当に水が必要なときに香川用水の取水制限がかかってしまうことから、水源を香川用水へ全面的に依存することなく、広域化となっても常に水源の確保に努めていくべきであるとの意見がありました。

以上、所管事務調査を行い、午後４時４０分に委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第７ 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第７、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る１１月２５日、午前９時３０分より第１委員会室におきまして、委員全員、執行部より、副町長、所管課長全員出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、総務課より、８月以降の事業報告で、新規採用職員選考、衛生委員会、香川県市町事業継続計画（ＢＣＰ）西部ブロック会議、マイナンバーについての職員研修、土器川水防演習全体会議、三頭トンネル防災訓練などの実施報告、また、火災６件、救急出動２５９件、交通事故１３７件が発生したこと、高齢者免許返納者状況で昨年同期より７人増の２６人となったこと、若者住宅取得補助金については１１月時点で受け付け件数で町内２７件、町外７件で、新築住宅３２件、中古住宅２件の合計３４件で、交付金額は３，３５２万１，０００円となったこと、事業者別では町内業者７件、町外業者２７となっているとの説明と報告がありました。

委員より、交通事故の発生状況について、町内の国道４３８号線の交差点で重大な事故が多発していることから、現地診断等の調査を行い、早急に対策を講じるべきであるとの意見があり、執行部より、関係課と協議し、対応するとの答弁がありました。

また、委員より、衛生委員会関係でパソコン使用による眼疾患の職員の実態と配慮について質疑があり、執行部より、労働環境や精神衛生面については協議をしているが、職員の眼疾患についてはまだ調査等を行っていないとの答弁があり、委員より、職員の労働環境の整備を強化していくよう意見がありました。

また、委員より、若者住宅取得補助事業について、制度の利用者が町内にいる建築事業者等を知ることができるように、名簿等を作成して周知してはどうかとの意見がありました。

そのほかにも町内の労働災害や高齢者免許返納者への優遇措置、公共交通網の拡充方針などについて質疑や意見がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成事務調整会議について、出資法人関係について、コミュニティ事業について、あいあいタクシーや福祉タクシー券の利用状況について、人権啓発事業や男女共同参画推進事業、まち・ひと・しごと創生総合戦略等スケジュールなどについて報告がありました。

また、全国移住ナビにあるまんのう町のサイトの紹介や、首都圏のカメラ愛好家サークル東京カメラガールズが香川県を訪問し、県内の魅力的な風景を切り取り、SNSなどのインターネットを通して全国に発信していく企画が10月に行われ、町内の観光スポットのほかにも、独自の感性で切り取った魅力あふれる風景写真が多数掲載されているとの報告がありました。

委員より、あいあいタクシーの8時便と9時便の利用について、当初は前日の予約を必要としていたが、今は当日の受け付けも認める運用をしており、初期の取り決めを厳守すべきではないのかとの意見があり、執行部より、商工会と協議を行い、適正な運行ができるようにしていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、消防署のはしご車などの稼働率が低い上に維持経費が相当かかる車両等について、今後、広域圏で考えていく必要があるとの意見がありました。

次に、税務課より、平成28年度税制改正要望の状況について、8月末で15の各府省庁から提出された要望は、要望項目数222、廃止・縮小項目数2となっているとの報告がありました。

委員からは、空き家の税制措置や農地の評価方法等について質疑がありました。

次に、会計室より、子ども未来夢基金の利息について1,050万円を見込んでいたが、現在は2,700万円程度の利子収入となる見込みである。これは債券の運用で金利が低中、売買差益が1,680万円ほど上がったためであるとの報告がありました。

委員からは、地域振興基金の積み立てや人事院勧告等に伴う財源確保について質疑がありました。

次に、琴南支所より、そば栽培体験事業や琴南地区合同運動会の実施等の事業報告、琴南農改センターや総合センターの利用実績報告がありました。

委員からは、農改センターの図書館利用者数の集計方法について質疑がありました。

次に、仲南支所より、第54回仲南地区バレーボール大会の開催や民生・児童委員協議会仲南部会定例会の開催などの事業実施報告、バスや町民文化ホールの利用実績報告がありました。

以上、所管事務調査を行い、午前11時50分に委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

質問者、12番、三好勝利君。

○三好勝利議員 委員長に簡単ですがお願いします。

3ページの上の段、委員より、あいあいタクシーの8時と9時便の利用について、当初は前日の予約を必要としていたが、今は当日受け付けも認める。初期の取り決めに厳守すべきでないかという意見があって、執行部も商工会と協議をしながら適正な運行をしたいとの答弁で、適正な運行というか、これは、じゃあ、どなたのためのあいあいタクシーですか。商工会ですか、商売人ですか、誰のためですか。一般住民の弱者のためじゃないですか。だから前に私が言ったように、決めるのは総務委員会で決めて、我々町民が使うんですよ。だからこういう不合理な意味のわからんような文は、どういうあれかちょっと委員長説明してください。

○関洋三議長 答弁、委員長。

○松下一美総務常任委員長 ただいまの三好議員さんの質問でありますけど、これは委員会にも出ましたが、実際に現場で運行されている運転手の方々によりますと、前日であれば行けるんでありますけど、当日になりますと、やはり混乱とはいきませんが、いろいろ運用上、支障があるので、できれば前日に願いたいという意向であったと思います。

○関洋三議長 ほかに。

再質問、12番、三好勝利君。

○三好勝利議員 委員長からいただきましたけど、ちょっと理解ができないので、後日、執行部なりなんなりと相談したいと思います。

あくまでもやはり、あいあいタクシーは四国でもトップクラスで、当時の担当者がアイデアを出して、非常に弱者は喜んでおります。我々だっていずれ、あいあいタクシーに世話になるときが目の前に来ています。そういう中で、やはり利用者の方のためを考えて、私は柔軟にやっていくべきだと思いますので、今後、また委員長に投げておきます。以上で終わります。

○関洋三議長 次の質問者、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 委員長に執行部から説明があったのかどうかお尋ねします。

若者住宅取得補助金は、町内27件、町外7件で、新築32件、中古住宅2件の34件の申請があったと。非常にすばらしい成果を報告されて、合計3,352万1,000円

予算を執行したということですね。これは報告されておるんですが、町外から7件あったという意味は非常に大きいですね。来てくれたという意味なんだろうと思います。

私がお伺いしたいのは、3, 352万1, 000円町が使って、総額何億円のうちが建ったのか、何千万円の土地が動いたのか、この3, 351万1, 000円が幾らの経済取引を生んだのか、この報告があったのかどうか、なければいいです。なければ、次回、執行部がこの話を聞いてますから、3, 300万円がもたらした本町への住宅建設の寄与の経済効果、これを皆さん、意識していただくことを求めて、質問とさせていただきます。ある、なしの回答で結構です。

○関洋三議長 答弁、総務委員長。

○松下一美総務常任委員長 ただいまの質問でありますけど、好評でありまして、3, 250万円から、できますれば1, 750万円ほどの補正をお願いして、5, 000万円ということも委員会の中ではありましたが、それはどこまでの経済効果かというところまでの報告はないので、次回には求めたいと思っております。以上です。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町の財政がもたらす乗数効果、3, 300万円が幾らに化けたのか、非常に大きな楽しみであります。町長がこの政策を執行されたことを非常に多とするともに、さらにこの分析を通じて手だてを講じたいと思います。よろしくお願いします。

○関洋三議長 質疑のみにしていただくようお願いいたします。

次、質問者、7番、白川年男君。

○白川年男議員 住宅取得の件ですけど、中古住宅にも対応できるらしいんですけど、これ、幾ら補助が町から出るものか。

○関洋三議長 質問者、委員長に対しての質疑になりますので、今のはちょっと不適切だと思いますが、委員長に対する質問にさせていただきたいと思いますが。

○白川年男議員 2ページに、全国移動ナビにあるまんのう町のサイト、これは具体的にどんなものか、わかりやすく説明してほしいんです。これはいいですか。

○関洋三議長 そういう話があったかどうかでよろしいですか。

○白川年男議員 はい。

○関洋三議長 話があったかどうかで、委員長、お答えいただけますか。

答弁、総務委員長。

○松下一美総務常任委員長 先ほどの中古住宅につきましては、資料等で御案内のとおりでありまして、50万円が出ると承知しております。

そしてまた、ただいまの件につきましては、サイトなんかでいろいろと入っているという説明であったと思います。

○関洋三議長 ほかに質疑はなしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第8 PFI問題対策特別委員会の委員長報告（PFI問題対策特別委員長）

○関洋三議長 日程第８、ＰＦＩ問題対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

ＰＦＩ問題対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

ＰＦＩ問題対策特別委員会委員長、竹林昌秀君。

○竹林昌秀ＰＦＩ問題対策特別委員長 ＰＦＩ問題対策特別委員会は、１１月１６日に全員協議会室で開催しました。

出席は、委員全員と議長、町長、教育長、総務課長、会計課長、学校教育課長、社会教育課長、中学校対策室長と室員２名のほかに、町顧問弁護士の平井功祥先生も御出席いただきました。

公開審議は、施工上の品質問題への第三者委員会報告の前半だけにして、後半の対外折衝のところは非公開とさせていただきました。

冒頭に、町長の開会挨拶の後で、委員長から今年度末の決着を目指す確認を行い、全員の了承を得ました。

室長から、第三者委員会での審議は高知社会基盤システム研究センター理事長の意見書に照らして行った。６月３０日付報告書の内容は、４２０点の対象項目から手だてを講ずるべきと判断された４４項目中の３９項目に対して補修を行うことであると記載されていました。

１１月４日付報告書の内容は、その３９項目の補修を終えたとするものである。そして、ＰＦＩ事業者は契約の終了まで継続して責任を担う。維持管理と利用者へのサービスを全うすべきことが報告書に記されている。

この品質問題への特別委員会での質問への回答は次のとおりである。

二枚張りのはずの壁面は二重張りに追加施工した。雨漏りはランチルーム、体育館ともに施工し直した。図書館の壁クラックは補修した。要求水準に対して４２０項目の検証を行った。要求水準の性能に照らしてＰＦＩ事業者が設計図と設計書を起こす、それを町が確認することに漏れがあったのは事実である。運動場の水はけは今後の維持管理で対応する。大丈夫といていた武道館の壁は確認写真がなかったので、同じ下請の施工であることから手直しさせた。浸水試験として水道水をかけて雨漏りの点検を行った。耐用年数の期間は大丈夫とみなしてよい。第三者委員会には施工管理の専門家に加わっていただいた。設計監理の山下設計は第三者委員会の立ち会い時に説明をして継続してかかわっている。施工途中を点検するために写真は使用したし、下地ははぐって撮影した。また、一般財団法人日本建築総合試験所に写真を補完する委託を行った。近隣中学校の施工状況は把握はしていない。くい打ちは本件施工では皆無である。こうした施工管理を終えたことを校長園長会で伝えて安心を醸成する。

以上の執行部の回答を経て、瑕疵担保責任は１０年間あり、維持管理契約の履行を求めることができるので、ＰＦＩ契約の長所を今後発揮させることができる。この確認を行った上で、施工上の品質問題報告書の内容を全員一致で承認した。

当委員会は年度内決着に向けて対処すべき事柄を協議した。とりわけ、特別目的会社とその主幹事会社に求める交渉は重大であり、一挙に結論を出すことは避けて、執行部の具体策の検討と対外折衝を求めること、そして当委員会は継続審議することの合意を得た。

町長より、大きな課題である第三者委員会の品質問題報告書を当委員会で承認したことへのお礼の挨拶があり、直ちに全員協議会にこの審議内容を伝える了承を得て閉会した。

以上、P F I 問題対策特別委員会の審議報告とさせていただきます。

○関洋三議長 これをもって、P F I 問題対策特別委員会の委員長報告を終わります。ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第9 政策充実特別委員会の委員長報告（政策充実特別委員長）

○関洋三議長 日程第9、政策充実特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。政策充実特別委員会の委員長の報告を求めます。

政策充実特別委員会委員長、大西豊君。

○大西豊政策充実特別委員長 第7回政策充実特別委員会の報告を申し上げます。

去る10月13日、10時30分より、全員協議会室において、委員14名、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、企画政策課長、課長補佐出席により、第7回政策充実特別委員会を開催しました。

協議事項について、1番目、まんのう町人口ビジョン案及びまんのう町地方創生まち・ひと・しごと・総合戦略案について、2番目、その他。

まず、企画政策課長より、地方創生総合戦略案についてのパブリックコメントはなかった。素案については議会の意見を取り入れ、修正を行った。この修正案を議決いただき、次回の有識者会議にかけ10月末までに、国に正案を提出することになる。この案件は議会の承認が必要であり、時間的に余裕がないので、12月議会で議決をいただきたいとの説明がありました。

（白川年男議員退席 午前11時16分）

委員より、地方創生総合戦略案、来年度の過疎計画、ゴルフ場、温泉、森林の用途開発、職人の育成についても加えてほしい。高松へ通勤できる地理的立地については有識者会議で検討してほしい。全農地にパイプ配管を整備し、植物工場の実験に着手、香川県型の認定農業者制度をつくってほしい。それぞれの地域において住民みずから取り組むことが重要になってくる。各常任委員会で取り組みが必要などの意見がありました。

担当課長より、ゴルフ場については一部記載があるが、入込者数については資料の中に入れてある。経済センサスに入れるのは次回のときに別途添付する。過疎についても間に合わない。職人の育成については再検討したい。森林・水関係についても検討したい。パイプライン等についても、どこまで書けるのか、この計画では主はソフト面なので、ハード面については総合計画、過疎計画でということになる。人口計画についてはこの計画で

行いたい。この案件は議会の承認が必要であり、時間的に余裕がないので、有識者会議終了後、議会の承認となります。異議はありませんか。委員より、異議なし。

以上で、委員会を閉会しました。

これをもって、委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 10 議案第 1 号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○関洋三議長 日程第 10、議案第 1 号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

（白川年男議員着席 午前 11 時 19 分）

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、個人番号の利用に関する規定が平成 28 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、新たな条例を制定する必要があるので、本条例案を提出するものでございます。

条例の主な内容でございますが、マイナンバー法で定められた事務において、町で独自の上乗せ・横出し補助を行っていた場合、今までは 1 回の申請で全ての事務手続が完了しておりました。

しかし、マイナンバー法施行後は、マイナンバーを取得することは法定の事務だけに限られることから、申請の一つ目はマイナンバーを記載した書類の法定事務と、二つ目は記載をしない書類である町単独事務の 2 回が必要となりますが、このような煩雑さを防ぐために、必要最低限の範囲でマイナンバーを独自に利用する事務を条例別表第 1 に規定することといたしました。これを独自利用事務といいます。

また、町長部局の同一機関内であっても、複数の事務間で特定個人情報の利用を行う場合は独自利用事務に該当することから、対象となる事務及び照会する情報の内容を条例別表第 2 に規定しており、これを庁内連携事務といいます。

例えば、ひとり親家庭医療費支給に関して福祉保険課が申請者の住民票情報や税情報を取得、利用することなどがあります。

次に、同一地方公共団体内であっても、異なる機関であります町長部局の課と教育委員会などに対して特定個人情報を提供する場合は、マイナンバー法による提供制限に該当す

ることから、照会元の事務及び提供する情報の内容を条例別表第3に規定しております。これらは機関連携事務といいます。例えば、奨学金貸与に関して教育委員会が申請者の住民票情報や税情報を取得、利用すること等であります。

このように条例を制定することにより行政手続の簡素化やペーパーレス化ができるようになり、申請者にとってはマイナンバーを記載することで住民票や納税証明書等の添付書類を自費で取得する必要がなくなり、複数の申請書を書く必要もなくなるという経済的かつ簡素化が図れるものとなりますので、御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第2号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第11、議案第2号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

第2条関係の別表第1の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正するとしまして、別表第1に掲げるもののうち、1ページめくっていただきまして、次のページ先頭の地域おこし協力隊員、次の集落支援員について改定するものでございます。

なお、地域おこし協力隊員の報酬額については、特別交付税による財源支援分一人当たり年間200万円を基礎として月額16万6,000円と定めていましたが、本年度より、財源支援分の弾力的運用が可能になり、隊員のスキルや地理的条件等に応じて一人当たり年間250万円まで引き上げることが可能になりました。よって、それを基礎に算定した報酬月額20万8,000円を上限として、20万8,000円以内と改正するものでございます。

また、集落支援員の報酬額につきましては月額16万6,000円と定めていますが、1日6時間で週5日勤務の条件を緩和することによって、仕事を退職した60歳以上のシニア層など幅広い年齢層の方に柔軟な対応をしたいと考えております。よって、月額報酬

に加え、月額１６万６，０００円を１年間の平均勤務日数２１日で除した報酬日額７，９００円を設定し、併記するための改正をするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質問者、３番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊議員 これにつきましては、即決というふうなことでするので、ちょっと質問させていただきたいと思います。

地域おこし協力隊の報酬ですが、国からの補助金の増額ということで、従来の１６万６，０００円から２０万８，０００円以内に改正をしたいということ、それは当然のことですが、それ以上に町の単独として上乘せするような検討をされておるのかどうか。と申しますのは、前回の募集で、報酬が他の市とか町より少なかったというのも、応募がなかった一つの原因ではなかろうかと思うわけです。

それともう一つは、募集の要項についてですが、この地域おこし協力隊というのは、今、都会から地方にという人の移動を促すものでありますが、とにかく魅力ある募集要項でなければ人は来てくれないと思うわけでありまして、そのあたり、前回の募集要項とどういうふうに、次、募集するとしたら変えていくのかというところを少しお話しいただけたらと思います。

○関洋三議長 答弁者、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 田岡議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

今回の地域おこし協力隊の報酬の増額につきましては、国の措置に基づくものではございますが、本年の募集の中で、香川県内でも高いところは２０万円というような報酬を設定しておったところがございます。それを見ますと、今回できた部分である程度カバーできるということで、独自にプラスアルファということは考えておりませんが、先々については、ほかの状況を見ながら、そういうことも考える余地はあるのかなというふうには思っておりますが、今回はことしのほかの県内の自治体の状況からも、２０万８，０００円が妥当ではないかなということで御提案をさせていただきました。

それと、あわせて御質問のありました地域おこし協力隊の募集要項につきましても、本年度は一番初めの年ということで、町としても手探りな状況で募集を行いました。募集要項についても、具体的なところまで踏み込んだ内容にならなかったことはあったというふうに反省をしております。これにつきまして、もう少し具体的にこういうことをお願いしたいというような町の姿勢を練った上で、今回は募集要項を新たに作成したいなというふうに考えておりますので、その点、いろいろな方の御意見も反映しながら、次年度の募集要項については具体的な内容になるように努力をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２号は、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第２号は委員会の付託を省略することに決定しました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第２号 まんのう町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１２ 議案第３号 まんのう町税条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第１２、議案第３号 まんのう町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程いたしました、議案第３号 まんのう町税条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、地方税法の一部を改正する法律「平成２７年法律第２号」、地方税法施行令の一部を改正する政令「平成２７年政令第１６１号」、地方税法施行規則の一部を改正する省令「平成２７年総務省令第３８号」が平成２７年３月３１日に、平成２７年総務省令第８５号が平成２７年９月３０日にそれぞれ公布されたことに伴う所要の改正でございます。

改正内容につきましては税務課長より説明させますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○関洋三議長 税務課長、脇隆博君。

○脇隆博税務課長 それでは、議案第３号 まんのう町税条例の一部改正につきまして、主な改正内容の説明をさせていただきます。

1 ページ、第 1 条の平成 2 7 年度税制改正に伴う税条例、平成 1 8 年度まんのう町税条例第 5 5 号の改正から説明をいたします。

主な改正は、地方税法第 1 5 条関係の改正に伴い、条例で定めるべきことについてでございます。

各自治体で決定する事項について説明をいたします。

第 8 条につきましては、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法について定めるものであります。

第 1 項で、条例で定める方法は、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ、妥当なものに分割して納付し、納入させるとしております。

2 ページ、第 9 条につきましては、徴収猶予の申請手続等でございます。

第 1 項の条例で定める事項でございますが、第 6 号で、猶予の金額が 5 0 万円、猶予期間が 3 カ月を超える場合に担保の提供をするという事項でございます。

第 2 項の条例で定める書類でございますが、第 4 号で、猶予の金額が 5 0 万円、猶予期間が 3 カ月を超える場合の提出する書類の規定でございます。

第 7 号では、条例の定める期間については 2 0 日間としております。

4 ページ、第 1 0 条、職権による換価の猶予の手続等でございます。

第 1 項の条例で定める方法は、この猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月に分割して納付し、または納入させるということでございます。

5 ページ、第 1 1 条は、申請による換価の猶予の申請手続等でございます。

第 1 項の条例で定める期間は 6 カ月でございます。

第 2 項の条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予する期間内の各月に分割して納付をし、または納入をさせるということでございます。

6 ページ、第 1 2 条は、担保を徴する必要がある場合でございます。猶予金額が 5 0 万円、猶予期間が 3 カ月の場合は担保を徴しないということでございます。

第 1 8 条につきましては、地方税法の表記を「法」に改めるというものでございます。

7 ページ、第 2 条の改正でございます。これは、平成 2 6 年まんのう町税条例第 1 4 号の改正でございます。地方税施行令の表記を「令」に改めるというものでございます。

8 ページ、第 3 条でございます。これは、平成 2 7 年まんのう町税条例第 2 7 号の改正でございます。

8 ページから 1 1 ページにつきましては、規定の整備で適正な条文に改めるということでございます。

1 2 ページは、附則は施行日と経過措置を定めております。

1 3 ページでございます。町たばこ税に関する経過措置でございます。2 項は、たばこ 3 級品の税率の経過措置でございます。

1 3 ページから 1 9 ページ、3 項から 1 4 項までは、この経過措置に関しての適切な条

文に改めるということでございます。

以上、御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第4号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の制定について

○関洋三議長 日程第13、議案第4号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年4月、子ども・子育て支援法が施行され、子ども・子育て支援新制度のもと、まんのう町では保育所、幼稚園、仲南地区の認定こども園を利用する子供のための教育、保育を行っております。

現在、保育料利用者負担額は、保育所においては保育所条例及び保育所条例施行規則に基づき、幼稚園においては幼稚園保育料徴収条例に基づき、また、認定こども園においては認定される子供の1号から3号の区分に応じて保育所、幼稚園の保育料を用いて額の決定を行っているところでございます。

まんのう町では、平成28年4月より町内の公立保育所、幼稚園の全てを認定こども園への移行を計画いたしております。

こども園への移行に伴い、町内の公立保育所、幼稚園は廃止となりますことから、関連する条例等の改廃が必要となります。このため、新たに子ども・子育て支援法第27条第3項第2号等でうたわれております市町村が定める額に関する条例の制定を図ろうとするものでございます。

内容につきましては担当課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 議案第4号 まんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例案の内容説明を申し上げます。

この条例案は平成２８年度より町立の保育所、幼稚園を全て認定こども園への移行を進めるに当たり、一本化した保育料を定める必要が生じるため、新たに条例の制定を図ろうとするものです。

条例案第１条、趣旨でございますが、子ども・子育て支援法に基づき利用者負担、保育料を定めるものでございます。

第２条、用語の意義でございますが、条例中の用語につきましては、子ども・子育て支援法で使用する用語の内容でございます。

第３条、利用者負担額でございますが、子ども・子育て支援法において、政令で定める額を限度として定めるものでございます。

第４条、利用者負担額の決定等でございますが、利用者負担額につきましては、保護者並びに施設事業者へも通知するものとしたしております。

第５条、利用者負担額の減免でございますが、特別な理由がある場合、減免を行うことができるものとしたしております。

第６条、利用者負担額の再決定でございますが、減免理由に変動が生じたとき、利用者負担額の再決定を行うことができるものとしたしております。

第７条、委任でございますが、その他必要な事項を規則で定めることとしたしております。

附則、施行期日でございますが、条例の施行につきましては、平成２８年４月１日から、また、施行に当たり必要となる準備行為につきましては、施行前において行うことができるといたしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第４号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第１４ 議案第５号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の制定について

○関洋三議長 日程第１４、議案第５号、まんのう町早期支援教育センター設置条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第５号 まんのう町早期支援教育センター設置条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

近年、子供に関するさまざまな問題が報道されております。平成２４年度文部科学省調査において、６．５％の子供たちが何らかの困難を抱えていることが報告されております。

そのため、まんのう町では平成２５年度より教育委員会事務局内において早期支援教育コーディネーターを配置し、発達支援に取り組んでおりましたが、現状においては、保護者のプライバシーへの配慮や相談室、研修会場の確保等が困難である場合も多く、独立した施設の必要性が生じております。このことから、現有施設の有効活用を検討した結果、仲南こども園の開設に伴い廃園となりました旧仲南北幼稚園を活用し、事業の充実を図りたいと考えております。

そのため、支援活動拠点、専門施設として、新たに早期支援センター設置条例の制定を図ろうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。御審議、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 担当課長、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 議案第５号 まんのう町早期支援教育センター設置条例案につきまして、内容の御説明を申し上げます。

早期支援教育センターの設置の必要性及び経過につきましては、提案理由において御説明申し上げましたとおりでございますので、条例案の各条項について説明をさせていただきます。

まず、第１条、趣旨でございますが、発達上、気になる子供に対する相談支援を行うため、設置を行うものでございます。

第２条、名称及び位置でございますが、名称をまんのう町早期支援教育センターたむといたしております。たむという名称は漢字に直しますと多い夢でございます。子供たち、保護者に夢をたくさん持っていただきたいとの思いから命名をいたしました。

位置、所在でございますが、仲南こども園の設置に伴い廃止となります仲南北幼稚園を活用するため、同住所地といたしております。

第３条、業務でございますが、気になる子供に関する相談や心理検査、研究開発や専門家養成、講演会などの開催を主たる業務といたしております。

第４条、センターの管理は町教育委員会といたしております。

第５条は職員について、第６条は委任について、別途、教育委員会で定めるものといたしております。

施行期日は公布日として、適用につきましては、仲南北幼稚園施設を活用して既に開所式を行い、運営を開始しておりますので、１０月２６日からといたしております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、教育民生常任委員会に付託いたします。
休憩をとります。議場の時計で1時30分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時30分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第15 議案第6号 まんのう町立学校条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第15、議案第6号 まんのう町立学校条例の一部改正について
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第6号 まんのう町立学校条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

まんのう町では平成27年4月1日より、子ども・子育て支援法に基づく幼保連携認定こども園、仲南こども園の運営を開始しております。認定こども園は保育所、幼稚園のよいところをあわせ持つ施設でございます。

町教育委員会では就学前教育と保育の充実、向上を図るべく、平成28年度より町内公立の全ての保育所、幼稚園を認定こども園に移行し、新たに運営を図りたいと考え、本年10月より計6回、町内全ての公立保育所、幼稚園において保護者説明会を実施してまいりました。

その結果といたしまして、本12月定例会において町立の保育所、幼稚園の廃止と認定こども園の設置を上程させていただきました。

本条例改正案は、幼稚園の廃止に伴い、学校条例において設置がうたわれております幼稚園の削除を行おうとするものです。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

質問者、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 ある程度、意味は理解できるんですけど、ちょっと想定してやりにくい部分だけ委員会のほうで審議していただきたいと思います。

満濃南と四条、高篠は、満濃南幼稚園がありますね。それで満濃、高篠幼稚園と四条幼稚園がありますね。その部分がこども園になるだろうと思うんですが、その中身が、受け入れるようになったときに、保育園から全部、保育所時からそういうふうな文言はそうなるんですよね。ですからその中身の詳しいことをちょっと聞いておってほしいと思うんで

す。例えば、それにふさわしく受け入れ体制をつくってまでやるのか、それとも現状のまままで園の中の変更でやるのか、そういうことだけちょっと琴南、仲南、長炭は今の分でそのままいけると思うんですね、形式的に。ただ、満濃南と四条、高篠はちょっと別個に保育所はないような状況ですんで、その辺の中身を詳しくちょっと委員会で質疑をしとってもらいたいと思います。以上です。

○関洋三議長 最初に言った質疑でいいんですか。

○藤田昌大議員 今後の考え方。

○関洋三議長 質疑として受けとめとったら。

答弁、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

全ての保育所、幼稚園をこども園ということで、満濃南におきましては、保育所と幼稚園を合わせて連携型認定こども園、四条、高篠につきましては3歳児からの受け入れになりますけれども、幼稚園型の認定こども園として運営を行っていききたいと、そのように考えております。

詳細につきましては、また委員会のほうで御説明を申し上げます。よろしくをお願いします。

○関洋三議長 再質問、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 将来的に3園を建てかえて統合して、ゼロ歳から5歳まで全部受け入れられるんやと、そういうまではないと思うんやけども、そこら辺の議論もちょっとこっちから質疑してもらって、回答できるように準備しとってください。今のままであるんやったらちょっと困ると思いますんで。

○関洋三議長 今のは質疑でないと受けとめたらいいんですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第7号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第16、議案第7号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第7号 まんのう町学校給食費徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、議案第6号において御説明申し上げましたとおり、平成28年度より町内全ての町立保育所・幼稚園の認定こども園移行に伴い、学校給食費

徴収条例の対象となっている幼稚園の削除を行おうとするものです。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第8号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第17、議案第8号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号 まんのう町学校給食調理場条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正案につきましては、議案第6号において御説明申し上げましたとおり、平成28年度より町内全ての町立保育所・幼稚園の認定こども園移行に伴い、幼稚園が廃止されるため、第3条中より幼稚園の削除を行おうとするものでございます。

なお、施行日は平成28年4月1日といたしております。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第9号 まんのう町保育所条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第18、議案第9号 まんのう町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 まんのう町保育所条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正案は、平成28年度より町内全ての町立保育所・幼稚園の認定こども

園移行に向け、現行の保育所条例の一部を改正しようとするものでございます。

こども園移行に伴い町内の町立保育所を廃止するため、本条例の適用となる保育所は私立の保育所のみとなりますので、町立保育所に該当する箇所を削除し、入所及び保育に関する箇所の改正、追加を行おうとするものでございます。

内容につきましては担当課長より説明申し上げますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 議案第9号 まんのう町保育所条例の一部改正について、提案内容の説明を申し上げます。

まず、1条、趣旨につきましては、以下「法」という略称を用いる必要がないことから削除を行い、また、町立保育所が廃止となりますので、保育所の廃止の語句を削除いたします。

現行第2条、設置につきましても、削除を行うものでございます。

現行第3条、保育の利用基準の見出し及び第2項において、入所手続に関する項目を追加し、第2条といたしております。

新たな第3条は、入所の承諾または不承諾に関する項目を新設するものでございます。

第4条、保育料の徴収につきましては、根拠となる法、条例を児童福祉法から、新たな条例でありますまんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等に関する条例へと変更するものでございます。

第5条、保育料の減免につきましては、特別な事情を認めた場合と変更いたしております。

第6条、保育料の額の再決定につきましては、新たに減免理由に変更が生じた場合、再度、決定ができるものといたしております。

別表につきましては、記載されております町立の琴南、長炭、満濃南保育所を全て削除するものでございます。

また、附則、施行日でございますが、条例の施行につきましては平成28年4月1日から、また、施行に当たり必要となる準備行為につきましては、施行前に行うことができるものといたしております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありますか。

質問者、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 大変複雑な機構になって、今後の取り扱いなんですけれども、文科省と福祉課との絡みの部分はどないなるんですか。ちょっとそこだけ、3歳の中で、3歳以下の部分が保育所やったんが、それが幼稚園が全部一体になるんでしょ。ということは、

児童福祉法にかかわる部分と変わってくると思うんです。それをどこでさびわけして、どういう運用をしていくんですか。ちょっと福祉との関係と、文科省の関係の部分が僕らも理解できませんので、その辺を説明してください。考え方によったら、もう一切福祉は関係ないんだという考え方になるんで。

○関洋三議長 答弁、担当課、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

このたびの認定こども園ですが、保育に必要なお子さんは福祉の関係にはなります。そして、先ほども申しました就学前教育、これは幼稚園の学校教育法にうたうところの教育ということになりますので、それをあわせ持った施設ということでございまして、いいところをしようということでございまして、なお、県のほうは子育て支援課という窓口で取り扱いを行っております。

調査等は、若干、義務教育から照合もありますが、子育て支援課が一本的な窓口ということでございます。県のほうは内閣府のほうの所管となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 ということは、全県下、全国一斉ではないんですよね、このことが。ということは、上は、例えば文科省と厚生省のほうは、別におりて来るんですよ、実際、指導は。それを受けるんは、今、子育て支援課で受けるとか言いよったんですけども、全国一律やったら別に問題ないんですよ。香川県下でも違うんでしょ、全部。上からおりてくるんは、受けるところは1カ所でないんですよ。福祉と文科省関係は学校教育で受けるんでしょ。その辺をきちっとしとかなんだら、ややこしくなれへんかなと、それを心配しとるんです。おまえのところや、こっちやいうて、役人独特の責任逃れをせんように、その辺をやっぱり町長の指導性の中で、こういった問題は一切ここで受けるんやということにしとかなんだら、福祉のほうと学校教育のほうとの現場で混乱が生じんようにしてくれんと、非常に困ると思うんですよ。その辺を、ちょっと僕、非常に心配しとるんです。

例えば学校給食の問題やって、保育所やったら当然給食せないかんのですね。幼稚園のほうはせんで、こっちから来るようになってったでしょ、今まで。そういったものを全部片づけせないかんと思うんで、その辺のことも含めてきちっと整理してやってもらいたいんですけど、それについてちょっとあとは委員会でもろたらいいんやけど、大綱だけ言ってください。

○関洋三議長 再答弁、担当課、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

保育指針というのがございます。保育所では保育所、それから幼稚園というのもあります。そういった中で、新たに子ども・子育て支援法のもと、認定こども園に関しては、認定こども園の保育要領、進め方というのがあります。ということで、もう一点、給食の御質問をいただきました。保育所の給食、ゼロから2歳というのは、施設の調理をした給食

を提供するというございます。そして3歳から5歳につきましては、学校の給食、これは別段支障はございません。これまでどおり、学校のほうより給食を提供したいと考えております。

細部につきましては、また委員会の中で御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○藤田昌大議員 ようけあるけど、委員会の中でちゃんとやってください。

○関洋三議長 ほかに質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ないようです。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第10号 まんのう町認定こども園条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第19、議案第10号 まんのう町認定こども園条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第10号 まんのう町認定こども園条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正案は、平成28年度より町内全ての町立保育所・幼稚園の認定こども園移行に向け、現行の認定こども園条例に長炭、満濃南、四条、高篠、琴南を認定こども園として追加し、あわせて子ども・子育て支援法に基づき関連する内容の精査と改正、追加を行おうとするものでございます。

内容につきましては、担当課長より説明申し上げますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 説明を、担当課、学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 議案第10号 まんのう町認定こども園条例の一部改正案につきまして、提案内容の説明を申し上げます。

まんのう町認定こども園条例につきましては、仲南こども園設置に先立ち制定いたしておるところでございますが、町立保育所・幼稚園全てを認定こども園への移行に伴い、条例の改正が必要となりますことから、一部改正案を上程させていただきました。

まず、第3条に、こども園の定義を追加し、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の意義を明記いたしております。

改正後の第4条において、見出し部分、名称及び位置に施設の種別を追加するとともに、現行のまんのう町立仲南こども園を幼保連携型認定こども園として、また、長炭こども園、満濃南こども園、琴南こども園を幼保連携型認定こども園として追加し、四条こども園、高篠こども園を幼稚園型認定こども園として追加するものでございます。

現行第5条、通園区域につきましては、待機児童等を考慮し、こども園のエリアを町内1区域とするため、削除するものでございます。

第6条、定員につきましては、保育を必要とする乳幼児の状況に合わせ規則で定めると改正いたしております。

第7条、入園資格及び入園手続につきましては、まんのう町幼稚園規則の廃止と、まんのう町保育所条例規則の改正に伴い、子供の資格を子ども・子育て支援法に基づく1号から3号といたしております。また、手続に関する事項も加えております。

第8条、入園の承諾または不承諾につきましては、保育所条例施行規則の改正に伴い、規則で定めるといたしております。

現行第9条、退園の届出及び入園承諾の解除につきましては、まんのう町幼稚園規則の廃止とまんのう町保育所条例規則の改正に伴い規則で定めることから、削除をいたしております。

改正後の第9条、保育料等及び保育料等の減免につきましては、新たなまんのう町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担等の条例に基づき納付するものといたしております。また、3項において特別な場合と認めた場合には、保育料の減免を追加いたしております。

改正後の第10条において、減免理由に変動が生じた場合、再決定を行うことができると追加いたしております。

第11条、委任につきましては、教育委員会規則で定めるといたしております。

また、附則、施行期日でございますが、条例の施行につきましては、平成28年4月1日から、また、施行に当たり必要となる準備行為につきましては、施行前に行うことができるといたしております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第11号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について

○関洋三議長 日程第20、議案第11号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の廃止についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第11号 まんのう町立幼稚園保育料徴収条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の廃止につきましては、議案第 6 号、幼稚園の廃止に関連いたしており、平成 28 年度より町内全ての町立保育所・幼稚園の認定こども園移行に伴い条例の廃止を行おうとするものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 11 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 21 議案第 12 号 新町建設計画の一部変更について

○関洋三議長 日程第 21、議案第 12 号 新町建設計画の一部変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 12 号 新町建設計画の一部変更について御説明申し上げます。

本町においては、新町建設計画の財政計画を平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 カ年として作成し、合併後、計画に基づき町の一体性の速やかな確立、均衡ある発展、公共的施設の統合等に資する事業としての合併特例事業について、合併特例債を有効に活用して実施し、まちづくりを進めてまいりました。

主に情報基盤整備事業による告知端末機器導入や光ファイバー網の整備、小中学校耐震事業、満濃中学校施設整備事業、仲南幼稚園保育所統合整備事業などを実施してきました。

しかしながら、庁舎等の大規模改修や道路の整備等、依然としてまちづくりに必要不可欠な施策が多く、早急に取り組まなければなりません。長引く景気低迷による税収入の減少や合併算定替による交付税の通減を考慮すると、合併特例債を活用しなければ完了させることは不可能な状況となっております。

このため、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行により、被災地市町村以外の団体については、合併特例債の適用が合併年度及びそれに続く 10 カ年から合併年度及びそれに続く 15 カ年と改められたことから、財政計画の期間を平成 32 年度まで 5 年間延伸することによって、合併特例債を活用して計画の目的を達成するため、計画の一部を変更するものでございます。

当該計画を変更するに当たり、市町村合併の特例に関する法律附則第 2 条第 2 項の規定により、なお、その効力を有することとされる同法第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○関洋三議長 お二人ありますので、先に、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 非常に平成32年までの基本を決める重大な計画と思います。私が関心ありますのは、34ページの人件費、定員適正化計画、平成28年度は179人を予定していますとあります。平成32年に何人を予定しているか、これはちょっと記載されていないと。今、一般会計の定員が何人なのか、昨年12月議会において私が町長に質問したときには、人員の削減には限度があると思われる。これ以上の削減は回避したいと町長の答弁でありました。そことの整合性がどうなっているのか、私、ちょっと一般会計の定員の人数を掌握しておりませんので、現行の一般会計の人数と、平成32年を何人に見込んでいるのか、そこを12月の町長答弁と絡めて御答弁を願いたい。これが第一点であります。

もう一つは、財政計画がついてます。一般会計の歳入歳出だけで、基金残高と地方債残高の記載がない。一般会計の歳入歳出だけでは町の懐はわからない。ざっと見ますと、平成27年は計画では財政規模を82億6,400万円になってますが、ことは実際は116億6,600万円になってまして、この乖離率は20%をはるかに超えるぐらい違う。これは基金の出し入れがあって、大きくこういう数字が出たのだとは思いますが、これもあって、基金残高と地方債残高の記載がないものは財政計画として認めがたい。

さらには、財政というのは財政健全化指標、五つありますね。経常収支比率に実質公債費比率に将来負担率など五つありますね。この数値の32年までの見通しがぜひとも不可欠だと思います。この指標でもって財政の健全化を判断するというものであって、歳入歳出の絶対枠ではまるっきりわからない。これは委員会審議を予定してませんので、私はこの計画反対はしませんが、追加で私が、今、求める者を出していただく用意があるのかどうか。議会終了後で結構ですけれども、財政方がその見積もりした数字を手持ちにしておくことが中長期財政計画などでは最もガイドラインとなり、基準になるものと思います。その説明抜きには、この新町計画の延長は非常に空漠とした中身のものになるだろうと思います。答弁を求めます。

○関洋三議長 答弁、担当課、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、資料の中で定員適正化計画の関係でございますが、定員適正化計画は、現在、まんのう町は切れている状態であります。この件につきましては、以前からも申し上げておりますように、もちろん行政ですから、定員適正化計画を早急に策定する必要があると思いますが、国、県からの事務の権限委譲が、今、どんどんできております。そういう中で、定員の削減計画を立てるのが、今の段階では大変難しい状況にあるため、当初の合併段階に定員適正化計画を立てましたが、そのときの数値、また、総合計画の段階に10年間の計

画を立てておりましたが、それを、今、使いながらいつているところではございます。

そのような中で、平成28年に179名という数字があります。これはあくまでも一般会計の中での数字でございまして、今現在、百八十数人、ちょっと今、正確な数字は覚えておりませんが、教育委員会とか企業職員等を除いた数字になります。

また、先ほど申されましたが、基金残高等の資料等と整合性の問題でございしますが、この資料を県に上程をしました。まず、平成27年4月に県と事前協議を行っております。まんのう町以外にも、他にもさぬき市なりそれぞれの団体で合併が終わったところが5年間の延長をされております。全く同じやり方をまんのう町も踏襲してございます。ほかの団体も今までの計画の後ろに5年の延長部分をつけていく形をとっております。それで県庁内の各課からの意見の募集を県がやります。そして、その結果を事前協議を行いまして、その後、法定協議へとなっていきます。法定協議というのは知事への協議ということになります。それが8月でございまして、法定協議の、この内容でいいですよという回答が9月に届いたということで、一番近い12月の定例に上げさせていただいたということになります。

この中身、今、竹林議員さん申されましたように、実情の予算規模とは確かにかけ離れております。県の自治振興課のほうでの審査になっておるわけでございますが、それは進捗が当初の変更といいますか、新町建設計画をした段階は、そのままだが、今現在、進行しているわけではございません。スピードが速くなったり遅くなったりしながら、新町建設計画が計画どおり進めば、この予算になるんだと思うんですが、なかなかさまざまな諸事情があって、事業の進捗がおくれている。まんのう町は合併特例債を活用してというのが八十数億円の予算規模の中で動いていたところもございしますが、実際、今現在は40億円程度の活用になっておるのは御存じだと思います。

そういう流れの中で、予算の規模につきましては動きがあると。実際、現実のものとは乖離している状態になっているということです。当初の平成18年のときから、既に数値は全部違います。これはあくまでも当初の計画であって、じゃあ今回の5年延長の際に全てを整理して直すのかということになれば、この点については、特に県のほうから何もそういうふうな指導もございませんので、当初のそのままだを踏襲させていただいて、他の自治体と同じ進行の仕方をさせていただいて今に至っております。

これで、もちろん私どものほうから財政計画、毎年の決算関係も全て県に上がっております。そういうのも届きながらも、この新町建設計画の変更については、このような形で県の法定協議がクリアしているというものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 これ、百八十何人一般会計でいるということで、来年末で179人にするというのは、ちょっと今の時点でなかなか一致、一致は計画ですからしないでもいいんですけど、ちょっとどうかと思います。

それから、私が当初の新町計画の財政計画の数値が違ふといったことを責めたのではなくて、私は新町整備は極めて順調に見事に旧3町間の確執もなく、実質的な整備が進んだと高く評価しています。ただ言いたいのは、基金と地方債残高の関連抜きの歳出歳入の表というのは意味をなさない。総務省が出した表のとおり、穴埋め問題でつくったんだろうと思います。でも北海道の夕張の問題は、北海道庁はよう指摘せなんだ。総務本省も見ても、我々の町の財政は、県の言うとおりにしてたらいいんではない。総務省に報告されているから大丈夫なんではない。一番責任を持ってやるのは執行部であり、議会であり、我々です。我々がこの数値の運営のガイドラインを持つということは非常に大事です。きっちり立てた計画どおりにいくなどとは私は決して思っていない。

例えば、水道事業は県と統合しますから、簡易水道と水道会計はこの5年間のうちになくなる。それから国民健康保険と後期高齢者はまたなくなります。そういう事態があることを想定した1行は当然あるべきであって、そこで見積もりに差異ができることは当然です。しかし、目指す基本の基準なしにやることは極めて危険であって、今できる最善の数字の算定を求めます。県と協議が終わってれば、それは結構です。しかし総務課長が我が町独自の財政試算表を出していただければ、私は喜んでこれに賛成申し上げる。これに得心せずには、非常に空理空論、県の言うままの財政運営でなるものか。地方自治であります。財政当局の献身的な努力を求めます。

○関洋三議長 再答弁、担当課、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 竹林議員さんの御質問に答えいたします。

今、お手元のほうにお配りをさせていただいております財政計画でございますが、変更案というのは平成27年度から後がついてございます。これにつきましては、27年度は、まだ現在進行形でございますが、28、29、31年までです。過去にですが、まんのう町中長期財政計画というのを議員の皆さん方にお示しをしておるのが平成30年までというのが、この30年までの数字がここにある数字と同じでございます。その後、中長期の財政計画は30年まで持っていますが、31、32がございませんでした。よって、それは30年までのところに、あとそれを2年間ふやしました。それは、今回、平成27年で地域振興基金10億円という大きなお金を実際借入れをするようになってございます。そのあたりの大きい借入れをする部分の歳入なり、それに対する歳出なりというのを、この計画の中に組み込んで、平成31年、32年ということで、最終の5年間の資料をつくらせていただいております。ですから、ここに出ている数字は過去にお示ししている数字そのままが逆に言えば上がってございますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、1番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 別途のところで試算したものがあるということで、それは非常に結構なことです。財政健全化指標の五つ、これを出して、そのとおりいく、いかないは、経済変動、社会変動、国の制度が変われば変わるものですけども、今の時点で見通すと。財政を判断する指標はこの指標でありまして、絶対枠を見てもわからんわけです。その提

出を追加で、3月議会でも結構です。今議会中でも結構です。でき次第、出してくれることを求めます。

○関洋三議長 次の質問に移ります。

○竹林昌秀議員 答えが欲しいんですけど。

○関洋三議長 答えですか。

○竹林昌秀議員 3回目です。

○関洋三議長 そしたら元に戻して、答弁、齋部課長。

○齋部総務課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

今、言われました資料をさせていただいて、本議会中にお示しをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 次の質問者に移ります。

10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 若干、数字についての根拠を求めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

10年から15年になったということで、財政とかそういったものは町長の説明でわかったんでありますけれども、それに伴って、例えば平成32年が1万7,000人なると予想されてますと書いて、高齢化率は34から36になる、これも当然わかると思うんですが、その次の部分の、32年に目標人口を約2万人としますということが、5年たっても2万人が残るとしたいということですよ。その根拠があって出しとると思うんですが、その部分が二つあるんです。6,200世帯が5年たってもそれを守るんやということを言ってますので、その部分の根拠が、何かを参考にして、こういう町政運営をしたら残るんですよとか、そういった部分がある面あるだろうと思うんで、一応その根拠を示していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○関洋三議長 答弁、担当課、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

今、現行の数値として、平成27年（2015年）の目標人口を2万とするというのが現行でございます。これが今回の変更のところで、平成32年（2020年）の目標人口、また同じく2万人となっております。これはどういうところの根拠をもって、この2万人が入っているのかという御質問です。

これは、今回の地方創生で企画政策課のほうで長期ビジョンの中で、平成30年には1万8,000人を目標という形で実は10月末現在でつくっておられます。実は総務課、私どものほうで事前協議を起こしたのが4月でございます。県町内の各課の意見をいただいて、8月に法定協議で、9月に回答をいただいています。ということは、その9月の回答のときには、まず長期ビジョンの1万8,000という数字はまだ存在していない数字でございました。ということになれば、要は平成32年の段階の数値はどこにも出てきません。ということで、どこにも確固たる立証するものがございませんので、現行の平成27

年の数字をそのまま右から左に移したところでございます。つまり、根拠というのは、特にいろんな算定方式もありますが、その方式をここに当てはめるのが適切とは考えておりませんでしたので、平成27年の数字が今の段階では根拠というのが乏しいので、それをそのままここに移したところでございます。

下の世帯数についても同じでございます。法定協議の中でも32年という数値は特にありませんので、この数字をもって申請をさせていただき、それで回答いただいたところでございます。

ちょっと余談にはなりますが、一番最初のページの例えば32年の1万7,000という数字があると思います。当初1万8,000というのが1万7,000に1,000人落ちていると思いますが、このあたりについては、実は過疎計画が平成27年までの計画があります。これが1万7,000人というふうに過疎計画ではなっております。それと総合計画についても、これが平成29年まであるんですが、これも1万7,300というのがございます。そのあたりを勘案し、1万7,000という数字を1ページ目のところに反映をさせて、今、つかんでいる数字、何もないところから数字は入れられませんので、今ある数字を使わせていただいて、資料をつくらせていただいておりますことを御理解いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、10番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 再質問ではないかもわかりませんが、総務課長の苦しい答弁はよくわかりますので、その辺を考えたら、やはりこのままいったら、ずっと1万7,000になるよという部分がありながら、それではいかんということで、こっちの分を出しながら、今、総務課長が整理しとっての部分で、やっぱり努力しようやないかということだろうと思います。そしてその中で、やはりこの6,200世帯というのは、現状を維持するために頑張りますよという5年間の指標でないかなという気がして、希望だろうと思いますので、その中に議会なり執行部と協力していきながら、今後のまち・ひと・しごとですか、その辺の関連を充実させていくという希望だろうと思ってます。そういった意味では、非常に厳しい数字だろうと。私は5年間ではまだできる数字ではないと思ってます。そやけど、こういった目標を立てていきながら、町を活性化していく、きちっと元気が出る町をつくりたいという希望だろうと思いますので、そういった解釈でよろしいでしょうか。それだけ聞いておきます。

○関洋三議長 再答弁、担当課、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 藤田議員さんの御質問にお答えします。

まさに、今、言われましたように、希望的観測もありますが、先ほども申しましたが、長期ビジョン、地方創生の中でも、私、先ほど平成30年と言いましたけど、31年でございます。平成31年に1万8,000人を目標とするというのを10月末で持っているわけですが、私どものこの新町建設計画の変更を10月末以降に提出するのであれば、ここに1万8,000という数字が上がってくるわけでございます。そういうところで、

多少、整合性に欠けるところがございますが、これは時間的タイムラグができておったことで生じたものというふうに御理解いただきたいと思いますし、これからは定住を促進して、ここにある数字を上回るような施策を施して、元気なまんのう町にしていく努力をしていくつもりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 ほかに質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ないようです。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第12号 新町建設計画の一部変更についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第13号 まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

○関洋三議長 日程第22、議案第13号 まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第13号 まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について御説明いたします。

まんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略を別冊のとおり策定することにつき、まんのう町議会基本条例第9条第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御存じのように、国は昨年末、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、地方にも地方版総合戦略の策定を求めました。急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけ、将来にわたって活力ある町を維持していくため、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたまんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略を別

紙のとおり策定いたしました。

本計画は、まんのう町議会基本条例第9条第1号に規定するまんのう町総合計画に関連する中長期計画に当たることから、議会の議決を求めるものでございます。

策定に当たりましては、住民アンケート調査やアイデア募集により、広く住民の皆さんの意見を反映するとともに、住民の方15名と職員15名の協働ワーキング組織である総合戦略策定推進委員会において自由闊達な意見交換を行いながら、施策、事業の提案、検討を行うとともに、産官学金労言の有識者15名からなる有識者会議において総合戦略の成案を取りまとめました。

また、政策充実特別委員会において議会にも御報告し、御意見を賜り、審議いただき、成案として取りまとめに至った次第でございます。

なお、現時点でのまんのう町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、今後はK P Iをもとに有識者会議や策定推進委員会を中心に、実施施策、事業の効果検証を行うとともに、必要に応じて総合戦略を改訂するP D C Aサイクルによるチェック、評価、アクション、改善を通してよりよいものへと改定を図ってまいる所存でありますので、その折には改めまして議会の御意見をお聞きしたいと考えております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、政策充実特別委員会に付託いたします。

日程第23 議案第14号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号

○関洋三議長 日程第23、議案第14号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第14号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第3号について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,011万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億636万5,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表をごらんください。

これは起債の目的にあるそれぞれの事業について、追加分は上段の表に、変更分は下段の表にそれぞれ記載しております。

それでは、事項別明細書により歳入に関する主なものを御説明申し上げます。

9 ページをお開きください。

第4款配当割交付金834万6,000円の補正は、第1項第1目の配当割交付金の増額によるものでございます。

10 ページをお開きください。

第5款株式等譲渡所得割交付金301万2,000円の補正は、第1項第1目株式等譲渡所得割交付金の増額によるものでございます。

11 ページをごらんください。

第6款地方消費税交付金1億1,503万円の補正は、第1項第1目の地方消費税交付金の増額によるものでございます。

12 ページをお開きください。

第14款国庫支出金3,852万9,000円の増額は、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金において、障害児通所給付費負担金を100万円、国民健康保険基盤安定負担金を1,227万9,000円をそれぞれ増額し、第2項国庫補助金において、地域住民生活等緊急支援のための交付金を2,500万円追加計上し、第3項の国庫委託金では、国民年金事務委託金を25万円増額したことによるものでございます。

13 ページをごらんください。

第15款県支出金2,601万1,000円の増額は、第1項県負担金、第1目民生費県負担金において、国民健康保険基盤安定負担金を843万1,000円増額、第2項県補助金、第2目民生費県補助金において、かがわ健やか子ども基金補助金を1,220万円増額し、第4目農林水産業費県補助金では、治山事業費補助金など総額538万円を増額したことによるものでございます。

14 ページをお開きください。

第16款財産収入2,813万5,000円の補正は、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金において、財政調整基金運用利子及び子ども未来夢基金運用利子を増額したことによるものでございます。

15 ページをごらんください。

第18款繰入金において8,922万1,000円の減額補正は、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金を減額したことによるものでございます。

16 ページをお開きください。

第20款諸収入157万円の補正は、第5項雑入、第1目雑入において、介護予防事業費収入を増額したことによるものでございます。

17 ページをごらんください。

第21款町債は1,870万円の増額です。これは、過疎対策事業債である定住促進対

策事業債を1,300万円増額し、合併特例債である放課後児童対策事業債を570万円追加計上したことによるものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

18ページをお開きください。

第1款議会費、第1項の議会費において11万円の増額は、人事異動等による職員人件費の補正でございます。

19ページをごらんください。

第2款総務費4,500万4,000円の補正について御説明いたします。

主には人事異動に伴う職員人件費の補正であります。第1項総務管理費において、職員人件費の増額のほかに、第6目企画管理費で若者住宅取得補助金を1,750万円増額しております。

また、第19目地域住民生活等緊急支援交付金事業費において、ARアプリを活用した文化観光資源PR事業費を2,700万円増額しております。

20ページをお開きください。

第2項徴税費では、第2目賦課徴収費の中讃広域行政事務組合負担金を180万6,000円増額いたしております。

21ページをごらんください。

第3款民生費の補正の主なものを御説明いたします。

民生費は社会福祉管理費、老人福祉管理費、障害者福祉管理費、国民年金事務費においての増額及び人事異動に伴う職員人件費の補正により、総額4,615万円を増額しております。

第1項社会福祉費においては、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金を2,764万4,000円増額、包括支援センター事業費を157万1,000円増額し、障害者福祉管理費において、障害者自立支援給付費など合わせて565万6,000円を増額しております。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費では、放課後児童対策事業費を600万円増額しております。

22ページをお開きください。

第5目認定こども園費では、認定こども園管理運営費において、人事異動に伴う職員人件費など1,374万9,000円増額いたしております。

23ページをごらんください。

第4款衛生費778万1,000円補正の主なものを御説明いたします。

第1項保健衛生費において、人事異動に伴う職員人件費増額のほか、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金を79万5,000円、国民健康保険特別会計繰出金を121万6,000円増額いたしております。

24ページをお開きください。

第6款農林水産業費の増額補正476万円の主なものを御説明いたします。

第1項農業費において、人事異動に伴う職員人件費の補正のほか、高品質園芸作物災害復旧事業費補助金を260万円追加計上し、第5目農地費において、ため池ハザードマップ作成業務委託料を160万円増額、第2項林業費、第3目治山事業費の単独県費補助治山事業費を700万円追加計上しております。

25ページをごらんください。

第7款商工費の1,545万円の補正は、第1項の商工費において、商品券換金料を1,500万円増額、公園施設管理費の修繕料を45万円増額いたしております。

26ページをお開きください。

第8款土木費の補正について御説明いたします。

第2項土木管理費において、人事異動に伴う職員人件費の補正と、第1目土木総務費において、道路台帳更新等委託料100万円増額を合わせて279万円を増額いたしております。

27ページをごらんください。

第10款教育費の減額補正について説明いたします。

第1項教育総務費から第6項保健体育費まで、主に人事異動に伴う職員人件費の補正として合計1,227万円を減額いたしております。

28ページをお開きください。

第13款諸支出金4,033万7,000円の増額補正を説明いたします。

第3項基金費において、財政調整基金積立金を1,131万2,000円、健やか子ども基金積立金を1,220万円、子ども未来夢基金積立金を1,682万5,000円それぞれ増額いたしております。

なお、33ページから債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第14号は、予算決算特別委員会に付託いたします。次の日程に入る前に休憩をとります。議場の時計で2時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時34分

(白川年男議員退席 午後2時34分)

再開 午後 2時50分

○関洋三議長 それでは休憩を戻して、会議を再開いたします。

**日程第 2 4 議案第 1 5 号 平成 2 7 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算
(案) 第 2 号**

○関洋三議長 日程第 2 4、議案第 1 5 号 平成 2 7 年まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 (案) 第 2 号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 1 5 号 平成 2 7 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算 (案) 第 2 号につきまして御説明申し上げます。

3 5 ページをお開きください。

第 1 条第 1 項の事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、3 7 ページの第 1 表を
ごらんください。

事業勘定の予算額から歳入歳出それぞれ 9 0 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 8 億 7, 4 3 0 万円とするものでございます。

また、第 1 条第 2 項の直営診療施設勘定歯科の歳入歳出予算の補正については、4 5 ページの第 1 表をごらんください。

直営診療施設勘定歯科の予算額に歳入歳出それぞれ 2 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 9 0 万円とするものでございます。

さらに第 1 条第 3 項の直営診療施設勘定内科の歳入歳出予算の補正については、5 1 ページの第 1 表をごらんください。

直営診療施設勘定内科の予算額から歳入歳出それぞれ 2 5 7 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 9 1 0 万円とするものでございます。

それでは、事項別明細書 4 1 ページをお開きください。

歳入では、第 3 款第 2 目国庫補助金は財政調整交付金を 8 万 4, 0 0 0 円増額、第 5 款前期高齢者交付金は 6, 1 7 2 万 8, 0 0 0 円の減額、第 1 0 款繰入金、第 1 項他会計繰入金のうち一般会計からの基金繰入金を 2, 7 6 4 万 4, 0 0 0 円増額しており、第 2 目基金繰入金を 2, 5 0 0 万円増額しております。

4 2 ページをお開きください。

これに対する歳出の主なものを説明いたします。

第 2 款保険給付費では、一般被保険者療養給付費負担金を 3 1 2 万 3, 0 0 0 円減額、第 4 款前期高齢者納付金を 1 7 万 3, 0 0 0 円減額、第 6 款では介護納付金を 4, 3 0 0 万 2, 0 0 0 円減額、第 8 款では保険活動事業委託料を 2 0 0 万円減額、第 1 1 款諸支出金では償還金及び還付金を 3, 8 4 8 万 6, 0 0 0 円増額、直営診療施設勘定繰出金を 7 8 万 4, 0 0 0 円増額しております。

次に、直営診療施設勘定歯科の事項別明細書 4 9 ページをお開きください。

歳入では、第6款繰入金において、一般会計繰入金を121万6,000円増額し、事業勘定繰入金を78万4,000円増額しております。

50ページをお開きください。

歳出では、第1款総務費において、保険活動事業委託料を200万円増額しております。

次に、直営診療施設勘定内科の事項別明細書55ページをお開きください。

歳入では、第6款繰入金において、診療所管理運営事業基金繰入金を257万円減額しております。

56ページをお開きください。

歳出では、第1款総務費において、へき地診療所医師派遣業務委託料を257万円減額しております。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第25 議案第16号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

○関洋三議長 日程第25、議案第16号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第16号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げます。

57ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ6,937万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,657万3,000円とするものです。

事項別明細書63ページをお開きください。

歳入では、第10款繰越金の前年度繰越金を6,937万3,000円増額いたしております。

64ページをお開きください。

これに対する歳出では、第5款地域支援事業費において、人事異動などに伴う職員人件費の補正により409万円の減額、第9款諸支出金では、第1号保険者保険料還付金を15万2,000円増額し、償還金を7,331万1,000円増額いたしております。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１６号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第２６ 議案第１７号 平成２７年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案） 第１号

○関洋三議長 日程第２６、議案第１７号 平成２７年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第１号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１７号 平成２７年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）第１号につきまして説明申し上げます。

６７ページをお開きください。

第１条で、歳入歳出それぞれ２９４万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億２，６３４万５，０００円とするものでございます。

事項別明細書７３ページをお開きください。

歳入では、第７款繰越金において、前年度繰越金を２９４万５，０００円増額いたしております。

７４ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第１款総務費、第１項総務管理費の一般管理費において、消費税納付金２９４万５，０００円増額いたしております。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１７号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第２７ 議案第１８号 平成２７年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第１号

○関洋三議長 日程第２７、議案第１８号 平成２７年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第１号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１８号 平成２７年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第１号につきまして説明申し上げます。

７５ページをお開きください。

第１条で、歳入歳出それぞれ１００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３，１５０万円とするものでございます。

事項別明細書８１ページをお開きください。

歳入では、第５款繰越金において、繰越金を１００万円増額しております。

８２ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第２款施設費、第２項施設管理費において、修繕料を１００万円増額しております。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１８号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

日程第２８ 議案第１９号 平成２７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第１号

○関洋三議長 最後になります。日程第２８、議案第１９号 平成２７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第１号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１９号 平成２７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第１号につきまして説明申し上げます。

８３ページをお開きください。

第１条で、歳入歳出それぞれ７９万５，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，９７９万５，０００円とするものでございます。

事項別明細書８９ページをお開きください。

歳入では、第５款繰入金、第１項他会計繰入金において、一般会計からの繰入金を７９万５，０００円増額いたしております。

９０ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第１款総務費、第１項総務管理費の一般管理費において、消費税納付金を７９万５，０００円増額いたしております。御審議の上、御議決賜

りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、予算決算特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、議会会議の再開は、あす12月8日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時04分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 1 2 月 7 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員